

令和4年度  
岐阜県内中小企業への工業系試験研究機関  
試験手数料及び機器使用料減免のご案内

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている県内中小企業の皆様の経済的な負担軽減のため、令和3年度に引き続き、令和4年度の工業系試験研究機関（岐阜県産業技術総合センター（ぎふ技術革新センター）、岐阜県食品科学研究所、岐阜県セラミックス研究所及び岐阜県生活技術研究所）における依頼試験手数料、開放試験室設置機器使用料及びぎふ技術革新センター設置機器使用料を減免します。

令和4年4月1日付け変更内容

- ・令和2～3年度中に交付した減免承認書について、有効期間を令和5年3月末まで延長しました。  
→更新申請は不要ですので、現在お持ちの減免承認書がそのままお使いいただけます。
- ・令和4年度に新規で減免申請をする場合は、令和2年4月1日以降に下表に掲載の新型コロナウイルス感染症に関する公的融資・助成制度を利用等していることが要件となります。
- ・令和4年度から、「事業復活支援金」を要件となる公的融資・助成制度に加えしました。

(減免要件)

○次の①～③の要件をすべて満たしている必要があります。

① 中小企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。以下同じ。）その他知事が適当と認める団体であること。

② 岐阜県内に事務所又は事業所を有しており、岐阜県内の事務所又は事業所から依頼試験又は機器利用の申込み※を行ったものであること。

※他都道府県に本社を有する場合の取扱い

- ・岐阜県内の事務所又は事業所からの申込み:減免可
- ・他都道府県内の事務所又は事業所からの申込み:減免不可

③ 令和2年4月1日以降に下表に掲載の新型コロナウイルス感染症に関する公的融資・助成制度を利用し、又は信用保証制度の認定を受けていること。

| 公的融資(助成)・助成制度    | 申請に必要な書類                         |
|------------------|----------------------------------|
| 事業復活支援金を受給していること | ・減免申請書<br>・事業復活支援金給付通知書の写し       |
| 持続化給付金を受給していること  | ・減免申請書<br>・持続化給付金給付通知書(郵便ハガキ)の写し |

| 公的融資(助成)・助成制度   | 申請に必要な書類  |
|---|---|
| 雇用調整助成金を受給していること  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・雇用調整助成金支給決定通知書の写し</li> </ul>  |
| 産業雇用安定助成金を受給していること<br>(出向元事業主に限る)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・産業雇用安定助成金支給決定通知書の写し</li> </ul>  |
| 下記のいずれかの公的融資制度を利用していること <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)(日本政策金融公庫)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)</li> <li>・マル経融資(小規模事業者経営改善資金)(日本政策金融公庫)</li> <li>・危機対応融資(商工組合中央金庫)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応資金(岐阜県)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策資金(岐阜県)</li> <li>・危機関連対応資金(岐阜県)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・新型コロナウイルスに関する公的融資制度に係る金銭消費貸借契約証書の写し(資金の名称が記載されていない場合は、融資の名称が分かる書類も添付すること)</li> </ul>  |
| 下記のいずれかの信用保証制度の認定を受けていること <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) セーフティネット保証 4号</li> <li>(2) セーフティネット保証 5号</li> <li>(3) 危機関連保証</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・以下のいずれかの認定書の写し               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく市町村長による認定書</li> <li>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく市町村長による認定書</li> <li>(3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町村長による認定書</li> </ul> </li> </ul> |

※依頼試験、開放機器利用、革新センター機器利用は、減免申請書の様式が異なります。

### (減免の対象)

- 産業技術総合センター、ぎふ技術革新センター、食品科学研究所、セラミックス研究所及び生活技術研究所における依頼試験手数料
  - 産業技術総合センター、食品科学研究所、セラミックス研究所及び生活技術研究所における開放試験室設置機器使用料
  - ぎふ技術革新センターにおけるぎふ技術革新センター設置機器使用料
- ※ぎふ技術革新センター：産業技術総合センター内に設置・運営している地域産学官共同研究拠点

(減免率)

○50%

(減免期間)

○令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※承認後、減免の対象となる県内事業所等の閉鎖(廃止)又は減免要件に規定する中小企業でなくなった場合は、減免を受けることは出来ませんので、速やかに承認を受けた工業系試験研究機関にご連絡ください。

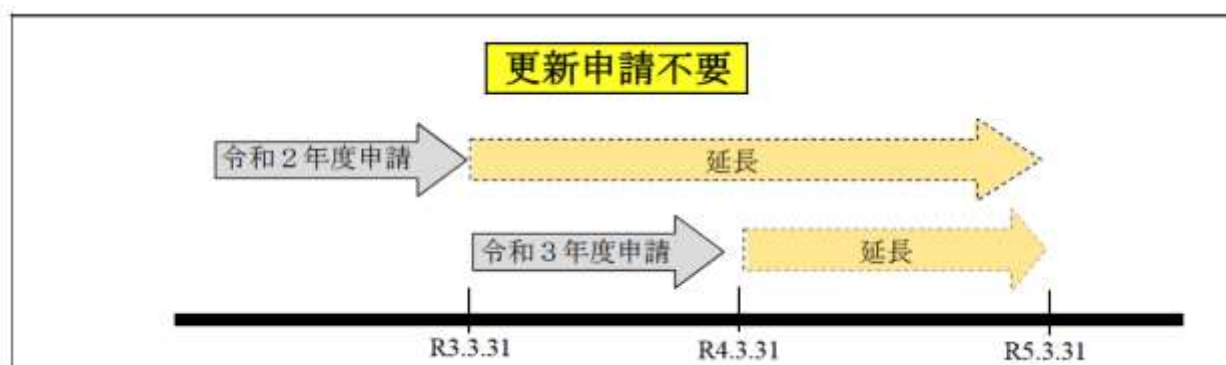
(必要書類)

<令和2~3年度中に承認を受けている場合>

○令和2~3年度中に交付された減免承認書について、有効期間を令和5年3月31日まで延長します(減免率は50%)。

○現在お持ちの減免承認書は、令和5年3月31日まで有効とみなしますので、依頼試験又は機器利用時にそのままお使いいただけます。延長のための更新手続きは不要です。

○ただし、減免の対象となる県内事業所等の閉鎖(廃止)又は減免要件に規定する中小企業でなくなった場合は、減免を受けることは出来ませんので、速やかに承認を受けた工業系試験研究機関にご連絡ください。



<令和4年度に新規に申請する場合>

Ⅰ 減免申請書

- ・依頼試験手数料減免申請書(依頼試験の場合)
- ・開放試験室設置機器使用料減免申請書(開放機器利用の場合)
- ・ぎふ技術革新センター設置機器使用料減免申請書(革新センター機器利用の場合)
- ・岐阜県内事業所等一覧(事業所等が複数ある場合)

※減免申請書は、中小企業の代表者名等を記載し、代表者印を押印してください。

## 2 確認書類

次のいずれかの書類を提出してください。

### <事業復活支援金>

・事業復活支援金給付通知書の写し

### <持続化給付金>

・持続化給付金給付通知書(郵便ハガキ)の写し

### <雇用調整助成金>

・雇用調整助成金支給決定通知書の写し

### <産業雇用安定助成金>

・産業雇用安定助成金支給決定通知書の写し

### <公的融資制度>

・金銭消費貸借契約証書の写し

(資金の名称が記載されていない場合は、融資の名称が分かる書類を添付すること)

### <保証制度>

・認定書の写し

### (減免の申請方法)

(1) 事前に利用希望の工業系試験研究機関にご連絡をいただき、利用内容、日程及び来所日等を打合せてください。

(2) (1)で打合せを行った工業系試験研究機関のホームページ又は下記岐阜県のホームページから減免申請書等の様式をダウンロードのうえ、利用希望の工業系試験研究機関へ郵送又は持参により提出してください。

トップページ>組織で探す>産業技術課>依頼試験手数料及び機器使用料の減免制度について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/135598.html>

**※1 減免の審査に日数を要するので、減免申請書は、原則として試験依頼書、開放試験室設置機器利用申込書又はぎふ技術革新センター設置機器利用申込書の提出より先んじてご提出ください。**

**※2 事後に減免申請書の提出があった場合、手数料等を返還するなどの減免措置を受けることは出来ませんので、ご注意ください。**

(3) 2回目以降の利用は、減免通知書の写しを提出することをもって、減免申請書の提出に代えることができます(他の工業系試験研究機関で交付を受けた減免承認書でも可能です)。

### (減免の決定)

○減免申請書の審査※の結果、承認を決定したときは減免通知書を交付します。

※減免の審査に数日要する場合がありますので、ご了承ください。

### (減免の適用方法)

○減免を希望する場合は、依頼試験、開放機器利用及び革新センター機器利用の同一区分に限り、試験依頼書、開放試験室設置機器利用申込書又はぎふ技術革新センター設置機器利用申込書と併せて当該通知書の写しをご提出いただくことで、減免申請書の提出は省略可能となります(承認期間内に限る)。

※県内の異なる工業系試験研究機関長名の承認通知書も有効です。

### (県内中小企業の範囲について)

○県内所在について

・申請書に記載の事業所等の住所で判断します。

※1 県外に本社を有する場合も、県内の事務所又は事業所からの依頼試験・機器利用の申込みであれば対象となります。

※2 県内に本社を有する場合も、県外の手続き又は事業所からの依頼試験・機器利用の申込みは対象となりません。

○中小企業について

・中小企業基本法、中小企業団体の組織に関する法律の定義に基づいて判断します。

<中小企業基本法>

| 業種       | 中小企業者<br>(下記のいずれかを満たすこと) |             | 小規模企業者      |
|----------|--------------------------|-------------|-------------|
|          | 資本金の額又は出資の総額             | 常時使用する従業員の数 | 常時使用する従業員の数 |
| ① 製造業その他 | 3 億円以下                   | 300 人以下     | 20 人以下      |
| ② 卸売業    | 1 億円以下                   | 100 人以下     | 5 人以下       |
| ③ サービス業  | 5,000 万円以下               | 100 人以下     | 5 人以下       |
| ④ 小売業    | 5,000 万円以下               | 50 人以下      | 5 人以下       |

<中小企業団体の組織に関する法律>

|         |
|---------|
| 団体種別    |
| 事業協同組合  |
| 事業協同小組合 |
| 信用協同組合  |
| 協同組合連合会 |
| 企業組合    |
| 協業組合    |
| 商工組合    |
| 商工組合連合会 |

**(各試験研究機関連絡先・減免申請書提出先)**

ご利用にあたっては、事前に試験の内容や手数料などについて、お電話でご相談ください。

○岐阜県産業技術総合センター（ぎふ技術革新センター）

分野：機械・金属、電気、プラスチック、繊維、紙・パルプ等

〒501-3265 関市小瀬1288

TEL:0575-22-0147 FAX:0575-24-6976

<https://www.gitec.rd.pref.gifu.lg.jp/>

○岐阜県食品科学研究所

分野：食品

〒501-1112 岐阜市柳戸1番1

TEL:058-201-2360 FAX:058-201-2363

<https://www.food.rd.pref.gifu.lg.jp/>

○岐阜県セラミックス研究所

分野：陶磁器、ファインセラミックス等

〒507-0811 多治見市星ヶ台3-11

TEL:0572-22-5381 FAX:0572-25-1163

<https://www.ceram.rd.pref.gifu.lg.jp/>

○岐阜県生活技術研究所

分野：木工、福祉、人間工学等

〒506-0058 高山市山田町1554

TEL:0577-33-5252 FAX:0577-33-0747

<https://www.life.rd.pref.gifu.lg.jp/>